

# **障害保健福祉主管課長会議資料**

**平成15年3月5日（水）**

**難病対策の推進について**

**健康局疾病対策課**

## 平成 15 年度予算（案）の概要（難病対策関連）

平成 14 年度 予 算 額	965 億円
平成 15 年度 予算額(案)	1,036 億円
対前年度増△減額	71 億円

### 難病対策見直しの基本的考え方

厚生科学審議会難病対策委員会中間報告（平成 14 年 8 月 23 日）を踏まえ、難病対策を総合的に推進する。

- ・ 難治性疾患の克服を目指した研究を推進するとともに、難病相談支援センター（仮称）の整備など難病患者のニーズを踏まえたきめ細かな福祉施策の充実を図る。
- ・ 医療費負担に対する支援制度については、低所得者への配慮など所得と治療状況に応じた段階的な一部自己負担及び事業評価の導入により制度の適正化及び安定化を図る。

### \* 難病（特定疾患）とは

原因不明、効果的な治療方法未確立、生活面への長期にわたる支障があり、症例数が比較的小ないために全国的な規模で研究を行わなければ対策が進まない特定の疾患

### 見直しの内容

### 研究の拡充（118 疾患を対象）

難治性疾患克服研究 21 億円 → 24 億円

○ 予後や QOL が大幅に改善した疾患がある一方で、根本的な治療法が確立していない難治性疾患も多く存在

→ 難治性疾患の治療方法の確立を目指した大型プロジェクト研究

## 低所得者等に配慮した医療費の自己負担の見直し

(現行 45 疾患を対象) (平成 15 年 10 月施行)

特定疾患治療研究費 183 億円 → 213 億円

○他の難治性疾患や障害者医療との公平性の観点も踏まえ、

→ ・これまでの一 law 定額自己負担を見直し、所得と治療状況に応じた段階的な一部自己負担制度へ再構築することとし、低所得者については全額公費負担として特に配慮

なお、

- ・重症者については引き続き全額公費負担とする。
- ・日常生活に特段の支障がなく就労等も可能な軽症の期間にある者については、一般医療の扱いとする。ただし、症状が増悪し軽症でなくなった場合は、公費負担の対象とする。

○制度の安定化と事業の適正化の観点から、(対象患者数: 年間約 7 % 増)

→ ・事業評価制度を導入(「その他補助金」から「制度的補助金」への移行)  
・各都道府県における認定体制の充実

\* 既に交付されている特定疾患医療受給者証の有効期間(平成 15 年 3 月末)については、平成 15 年 9 月末まで自動延長とする。

## 福祉施策の充実

○難病患者のニーズを踏まえた福祉施策の拡充

→ 各種の在宅サービスの利用や就労等の支援の強化  
(難病相談支援センター(仮称)の整備: 各都道府県)

施設・設備整備費、運営費 0 → 4 億円

→ 日常生活用具給付品目の拡充(9 品目 → 17 品目)

追加 8 品目: ①動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、②意思伝達装置、  
③吸入器(ネブライザー)、④移動用リフト、⑤居宅生活動作補助用具(住宅改修費)、  
⑥特殊便器、⑦訓練用ベット、⑧自動消火器

## 重症疾患の追加指定(平成 15 年度中)

今後、特定疾患対策懇談会において検討。



## 難病患者の実態を踏まえた施策の再構築

# 難病対策の概要

難病対策については、昭和47年に定められた「難病対策要綱」を踏まえ各種の事業を推進している。

平成15年度予算案 1,036億円（平成14年度予算額 965億円）

